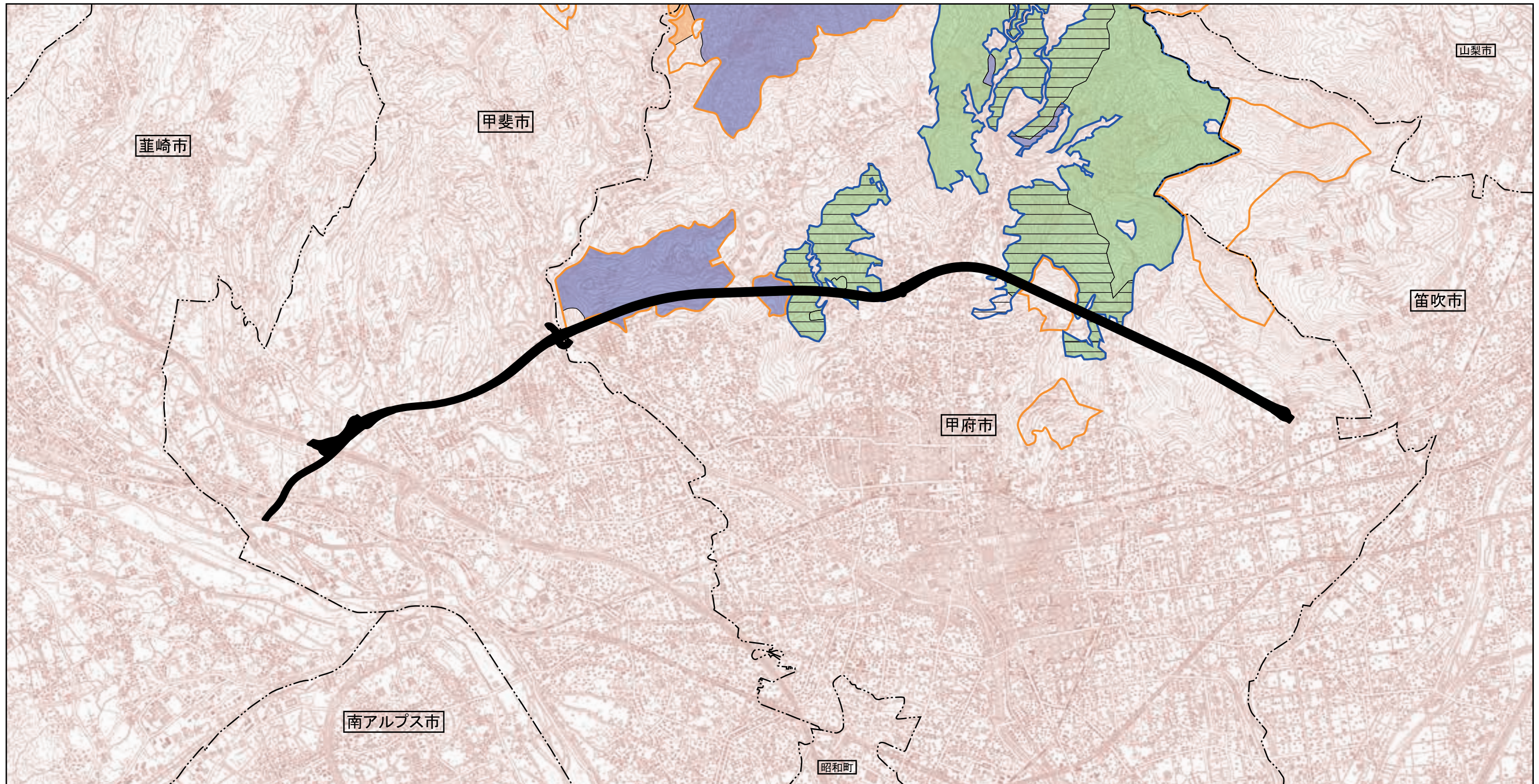


2.7.14 森林法

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健（保健保安林）として武田の杜がある。旧跡の保存（風致保安林）のために指定された保安林はない。

なお、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には「保護林制度」に係る森林は存在しない。保安林位置図を図4-2-20に示す。



凡例

記号	名称
	水源涵養保安林（出典B）
	流出防備保安林（出典A）
	その他の保安林（出典A）
	保健保安林（出典B）
	国有林界（出典B）
	県有林界（出典A）

- 市町界
- 都市計画対象道路事業実施区域

1/50,000
 1,000 0 1,000 2,000m



出典：A：「中北林務環境部森林位置図」平成18年 山梨県森林環境部
 「峡東林務環境事務所管内森林位置図」平成19年 山梨県森林環境部
 B：「第3次国有林野施業実施計画図」平成18年 関東森林管理局 山梨森林管理事務所

図4-2-20 保安林位置図

2.7.15 都市計画法

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には「都市計画法」（昭和43年6月15日 法律第100号）第八条第1項第七号の規定により指定された風致地区、同法第五条第1項の規定により指定された都市計画区域及び同法第十一条第1項第二号の規定に基づく都市計画公園が存在する。

また、「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律72号）第四条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、荒川緑地が存在する。

1) 風致地区及び都市緑地

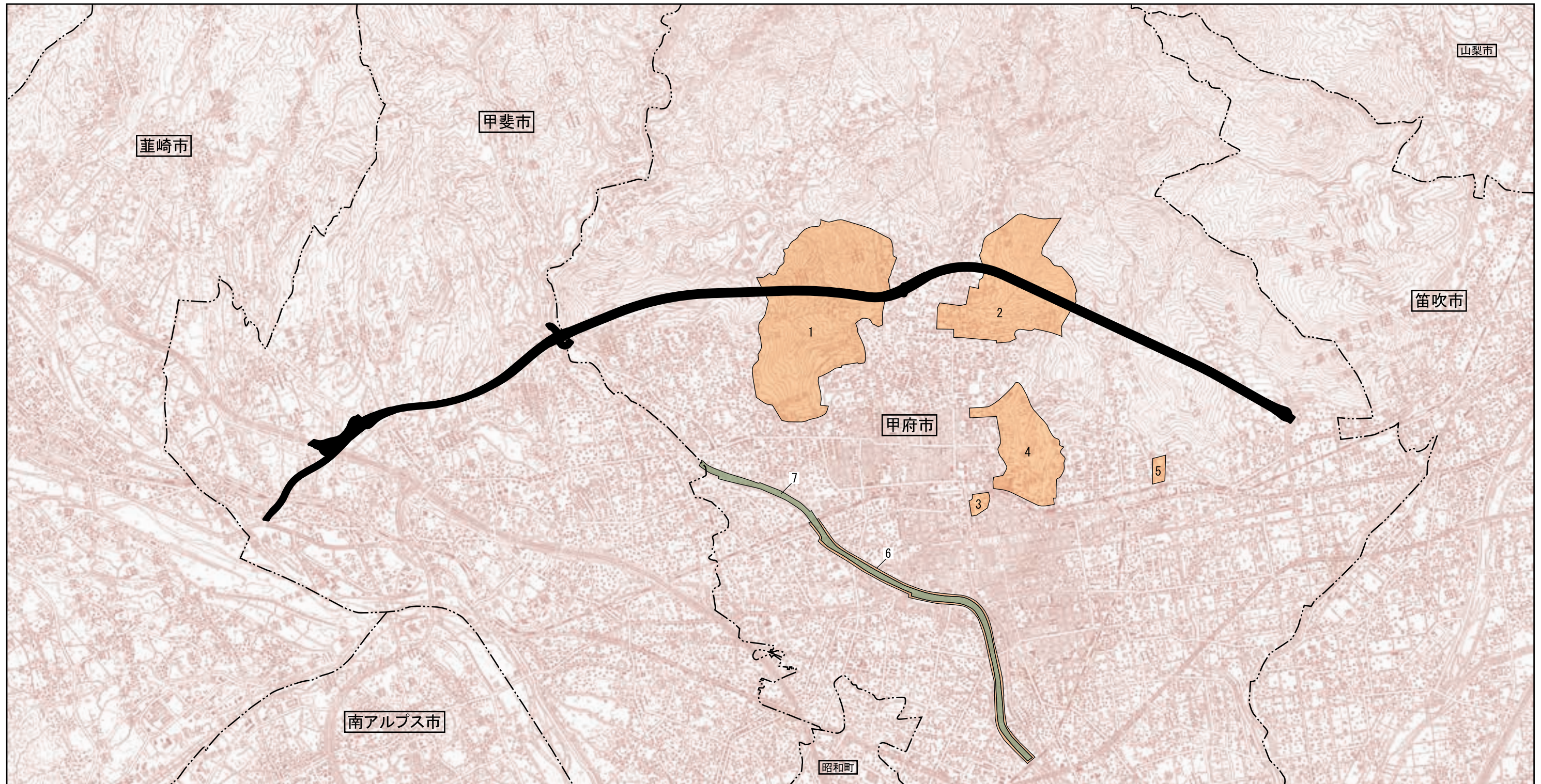
都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」に基づく風致地区は、甲府市に6箇所指定されている。また、都市緑地は甲府市に1箇所指定されている。

これらの指定状況を表4-2-33及び図4-2-21に示す。



表4-2-33 風致地区・都市緑地の状況



番号	種別	名称	所在地	面積(ha)	告示年月日
1	風致地区	和田峠	甲府市和田町他	279.5	昭和15年5月31日
2		護国神社	甲府市岩窪町他	168.8	
3		甲府城跡	甲府市丸の内	5.5	
4		愛宕山	甲府市東光寺町	107.5	
5		酒折	甲府市酒折町	7.4	
6		荒川	荒川河川敷	75.5	
7	都市緑地	荒川緑地	荒川河川敷	48.7	昭和55年9月29日

出典：「山梨県の都市計画（資料編）」（平成19年3月 山梨県土木部都市計画課）



凡例

記号	名称	
	風致地区	1 和田峠
		2 護国神社
		3 甲府城跡
		4 愛宕山
		5 酒折
	都市緑地	6 荒川
		7 荒川緑地

 市町界
 都市計画対象道路事業実施区域

1/50,000
 1,000 0 1,000 2,000m



出典：「峡東都市計画総括図」平成17年3月 山梨県
 「甲府都市計画総括図」平成20年4月 山梨県
 「韮崎・峡西・増穂・市川大門都市計画総括図」平成18年4月 山梨県

図4-2-21 風致地区及び都市緑地位置図

2) 都市計画区域及び用途地域

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における都市計画用途地域の指定状況を表4-2-34に示す。また、都市計画用途地域を図4-2-22に示す。

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺では、各市とも都市計画区域及び用途地域に指定されている地域があり、甲府市及び甲斐市においては、市街化区域及び市街化調整区域の指定がなされている。

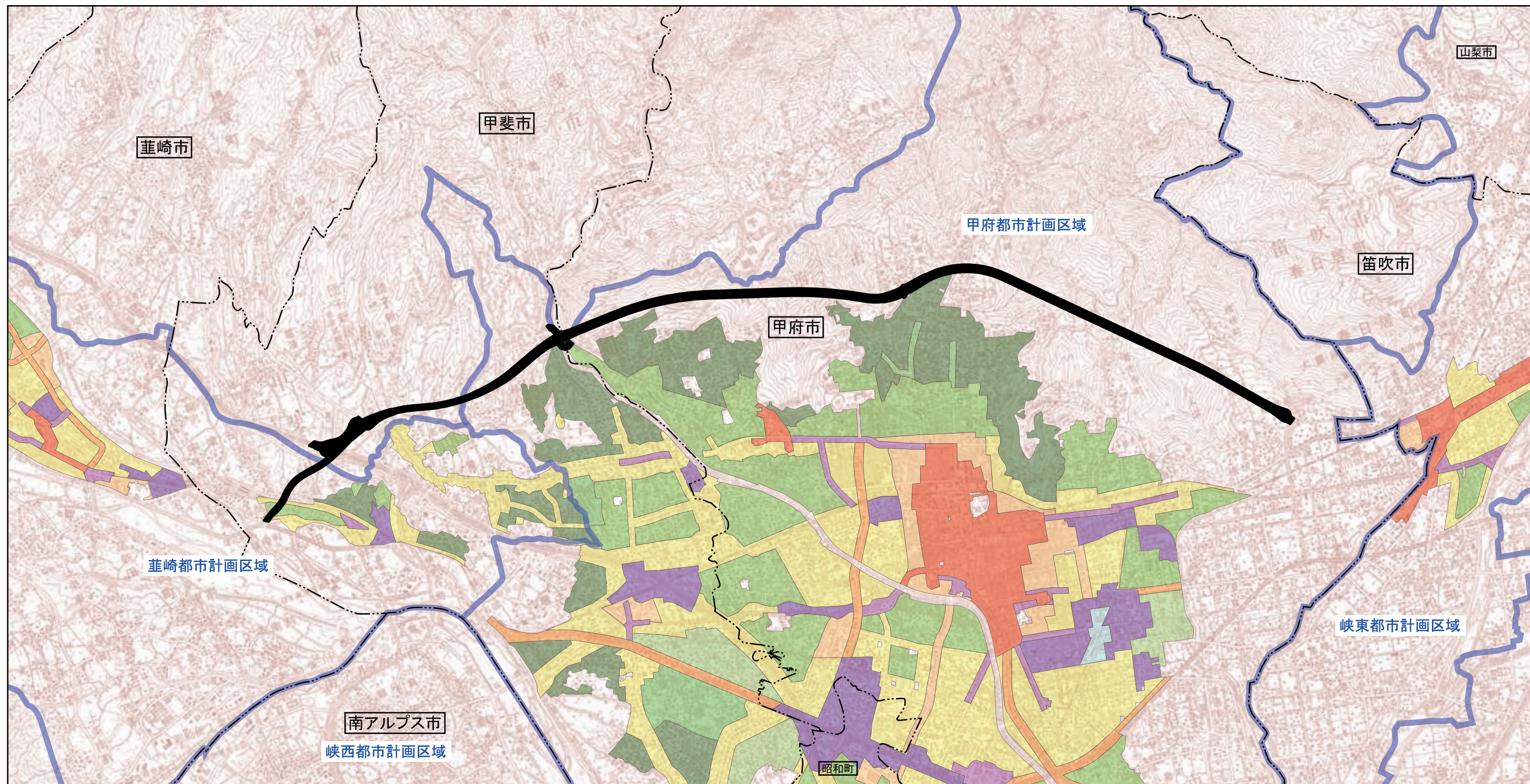
また、行政区域面積及び用途地域の指定面積は、それぞれ、笛吹市が16,477ha、235ha、甲府市が21,241ha、3,078.5ha、甲斐市が7,194ha、1,199ha、南アルプス市が26,406ha、492.6ha、韮崎市が14,773ha、319.8haとなっており、用途地域の多くは住居系の指定がなされている。

表4-2-34 都市計画用途地域の指定状況

(平成18年3月31日現在) (単位: ha)

区 分	笛吹市	甲府市	甲斐市	南アルプス市	韮崎市	山梨県
行政区域	16,477	21,241	7,194	26,406	14,773	305,239
都市計画区域	4,030	7,862	1,950	7,419	2,781	86,383
市街化区域	—	3,190	1,196	—	—	5,545
第一種低層住居専用地域	—	392	266	33	12	1,157.8
第二種低層住居専用地域	—	8.9	99	11	12	326.5
第一種中高層住居専用地域	33	896	100	158	68	2189
第二種中高層住居専用地域	98	118	91	—	10	313.4
第一種住居地域	98	699	437	163	117	3675
第二種住居地域	10	156	22	10	32	477.6
準住居地域	—	97	43	—	26	416
近隣商業地域	13	68.6	10	13.8	14	334.3
商業地域	81	272	—	11	13	471.5
準工業地域	—	221	52	12	22	794.5
工業地域	—	59	79	8.8	—	319.3
工業専用地域	—	91	—	72	—	472
用途地域合計	235	3,078.5	1,199	492.6	319.8	10,946.9

出典:「山梨県の都市計画(資料編)」(平成19年3月 山梨県土木部都市計画課)



凡例

記号	名称	記号	名称
	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第二種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		都市計画区域界

市町界
 都市計画対象道路事業実施区域

1/50,000
 1,000 0 1,000 2,000m



出典：「峡東都市計画総括図」平成17年3月 山梨県
 「甲府都市計画総括図」平成20年4月 山梨県
 「葦崎・峡西・増穂・市川大門都市計画総括図」平成18年4月 山梨県

図4-2-22 都市計画用途地域図

3) 都市計画公園

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」に基づく都市計画公園の指定状況を表4-2-35及び図4-2-23に示す。

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における都市計画公園は、笛吹市に1箇所、甲府市に32箇所、甲斐市に8箇所、韮崎市に1箇所、南アルプス市に1箇所がそれぞれ指定されている。

表4-2-35 都市計画公園の指定状況

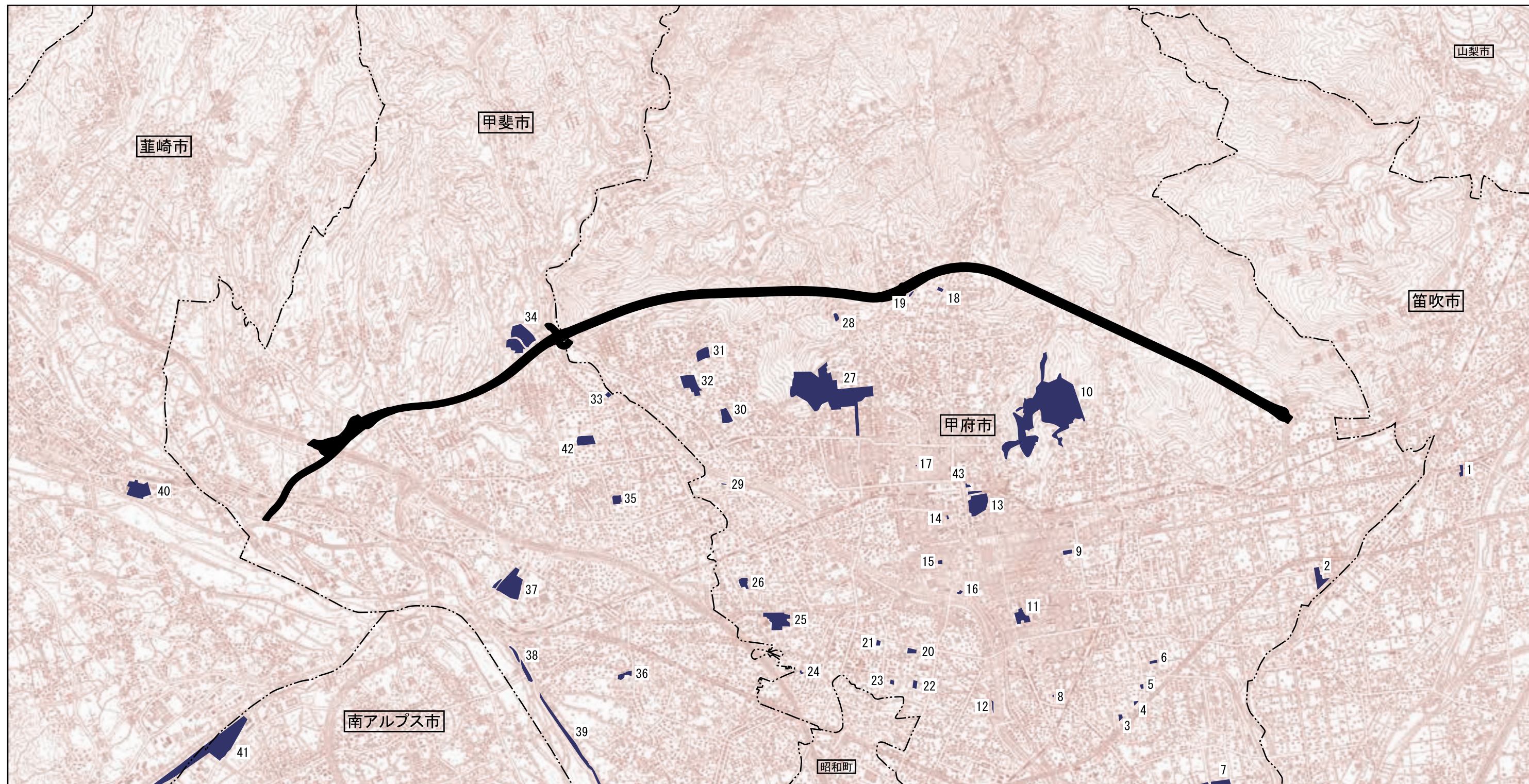
番号	名称	種別	所在地	面積(ha)	告示年月日
1	石和小林公園	街区	笛吹市市部	0.48	平成18年1月6日
2	玉諸公園	近隣	甲府市向町	2.4	昭和54年4月10日
3	住吉区画整理1号公園	街区	甲府市住吉町五丁目地内	0.24	平成元年12月19日
4	住吉区画整理2号公園	街区	甲府市住吉町四丁目地内	0.20	平成元年12月19日
5	住吉区画整理3号公園	街区	甲府市住吉町四丁目地内	0.20	平成元年12月19日
6	住吉区画整理4号公園	街区	甲府市住吉町三丁目地内	0.34	平成元年12月19日
7	小瀬スポーツ公園	運動	甲府市小瀬町・下鍛冶屋町	42.6	昭和57年9月6日
8	住吉公園	街区	甲府市住吉町一丁目	0.28	昭和54年4月13日
9	朝気ふれあい公園	街区	甲府市朝気一丁目	0.61	昭和59年8月2日
10	愛宕山広域公園	広域	甲府市愛宕町	51.1	平成13年6月28日
11	遊亀公園	近隣	甲府市太田町	2.7	昭和54年4月10日
12	沼川公園	街区	甲府市高畑町	0.22	昭和54年7月17日
13	舞鶴城公園	風致	甲府市丸の内一丁目	6.1	平成17年4月15日
14	橋公園	街区	甲府市丸の内二丁目	0.17	昭和54年10月16日
15	西青沼公園	街区	甲府市丸の内三丁目	0.29	昭和54年4月13日
16	二十人町公園	街区	甲府市相生一丁目	0.24	昭和54年4月13日
17	朝日公園	街区	甲府市朝日二丁目	0.07	昭和55年3月26日
18	古府中町1号公園	街区	甲府市古府中町	0.47	平成3年1月24日
19	古府中町2号公園	街区	甲府市古府中町	0.20	平成3年1月24日
20	南西土地区画整理1号公園	街区	甲府市上石田三丁目	0.72	昭和54年4月13日
21	南西土地区画整理2号公園	街区	甲府市貢川本町	0.33	昭和54年4月13日
22	南西土地区画整理3号公園	街区	甲府市下石田二丁目	0.56	昭和54年4月13日
23	南西土地区画整理4号公園	街区	甲府市下石田二丁目	0.29	昭和54年4月13日
24	徳行公園	街区	甲府市徳行五丁目	0.17	平成4年1月18日
25	芸術の森公園	地区	甲府市貢川一丁目	6.1	平成14年3月20日
26	池田公園	近隣	甲府市新田町・中村町	1.7	昭和54年12月20日
27	緑ヶ丘運動公園	運動	甲府市緑ヶ丘二丁目	32.0	昭和55年3月10日
28	和田堀公園	近隣	甲府市和田町	0.9	昭和62年2月3日
29	北河原公園	街区	甲府市荒川町	0.11	昭和54年4月13日
30	千塚公園	近隣	甲府市千塚三丁目・五丁目	2.1	平成元年3月13日
31	羽黒公園	近隣	甲府市羽黒町	2.4	昭和54年12月20日
32	北西公園	地区	甲府市千塚五丁目及び山宮町	4.6	昭和54年12月20日
33	北公園	近隣	甲斐市島上条	2.0	平成19年5月21日
34	敷島総合公園	総合	甲斐市牛匂	10.2	昭和57年1月7日
35	中下条公園	近隣	甲斐市中下条	1.0	昭和54年4月10日
36	北部公園	近隣	甲斐市篠原	0.9	昭和60年2月20日
37	赤坂台総合公園	総合	甲斐市竜王・竜王新町	8.1	平成7年8月21日
38	信玄堤公園	近隣	甲斐市大字竜王	0.9	昭和55年10月1日
39	釜無川スポーツ公園	運動	甲斐市西八幡	18.0	平成6年9月26日
40	韮崎公園	近隣	韮崎市韮崎町	4.9	平成9年1月16日
41	御勅使南公園	総合	南アルプス市六科	20.9	平成5年4月19日
42	志麻の里公園	近隣	甲斐市島上条	2.3	平成19年5月21日
43	甲府歴史公園	特殊	甲府市北口二丁目	0.6	平成17年4月15日

出典：「山梨県の都市計画<資料編>」（平成19年3月 土木部都市計画課）

「峡東都市計画総括図」（平成17年3月 山梨県）

「甲府都市計画総括図」（平成20年4月 山梨県）

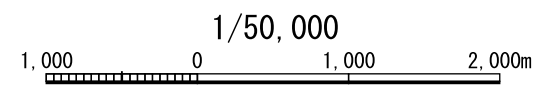
「韮崎・峡西・増穂・市川大門都市計画総括図」（平成18年4月 山梨県）



凡例

記号	名称				
1	石和小林公園	12	沼川公園	23	南西土地区画整理4号公園
2	玉諸公園	13	舞鶴城公園	24	徳行公園
3	住吉区画整理1号公園	14	橘公園	25	芸術の森公園
4	住吉区画整理2号公園	15	西青沼公園	26	池田公園
5	住吉区画整理3号公園	16	二十人町公園	27	緑ヶ丘運動公園
6	住吉区画整理4号公園	17	朝日公園	28	和田堀公園
7	小瀬スポーツ公園	18	古府中町1号公園	29	北河原公園
8	住吉公園	19	古府中町2号公園	30	千塚公園
9	朝気ふれあい公園	20	南西土地区画整理1号公園	31	羽黒公園
10	愛宕山広域公園	21	南西土地区画整理2号公園	32	北西公園
11	遊亀公園	22	南西土地区画整理3号公園	33	北公園
				34	敷島総合公園
				35	中下条公園
				36	北部公園
				37	赤坂台総合公園
				38	信玄堤公園
				39	釜無川スポーツ公園
				40	韮崎公園
				41	御勅使南公園
				42	志麻の里公園
				43	甲府歴史公園

----- 市町界
 都市計画対象道路事業実施区域



出典：「峡東都市計画総括図」平成17年3月 山梨県
 「甲府都市計画総括図」平成20年4月 山梨県
 「韮崎・峡西・増穂・市川大門都市計画総括図」平成18年4月 山梨県

図4-2-23 都市公園位置図

2.7.16 ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日 法律第105号）第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められている。その基準は表4-2-36に示すとおりである。

表4-2-36 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（平成11年12月環境庁告示第68号の別表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を平成11年12月環境庁告示第68号の別表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

2.7.17 騒音規制法

1) 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）に基づく自動車騒音の限度は、表4-2-37及び表4-2-38に示すとおり定められている。また、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における騒音規制区域の指定状況は表4-2-39及び図4-2-24に示すとおりである。

表4-2-37 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

- 注) a 区域…専ら住居の用に供される区域
 b 区域…主として住居の用に供される区域
 c 区域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
 時間の区分…昼間：午前6時から午後10時、夜間：午後10時から翌日の午前6時
- 出典：「騒音規制法第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

表4-2-38 幹線交通を担う道路に近接する区域の要請限度（特例値）

昼 間	夜 間
75デシベル以下	70デシベル以下

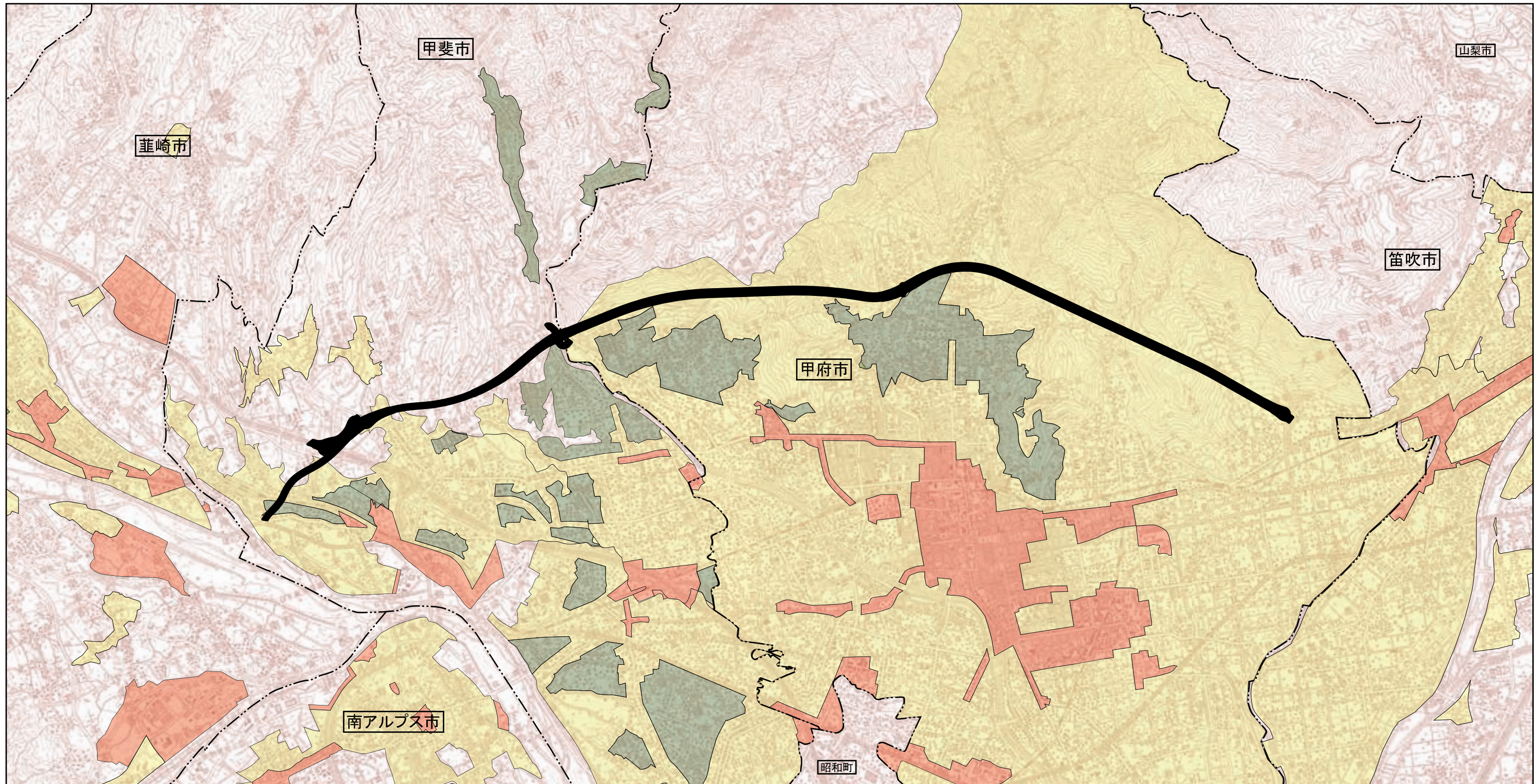
注) 上記表4-2-47に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度である。
 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路をいう。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

表4-2-39 区域の区分

区 域	区域の区分
a 区域	第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域
c 区域	第三種区域及び第四種区域

1. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成19年3月26日 山梨県告示第96号）に定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域をいう。
 2. 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第八条第一項の規定により定められた地域をいう。
- 出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」（平成12年3月30日 山梨県告示第161号）



凡例

記号	名称
	a 区域
	b 区域
	c 区域

市町界
 都市計画対象道路事業実施区域

出典：「騒音規制地域図 笛吹市」平成16年
 「騒音規制地域図 甲府市」平成19年
 「騒音規制地域図 甲斐市」平成16年
 「騒音規制地域図 南アルプス市」平成19年3月
 「騒音規制地域図 韮崎市」平成19年3月
 「峡東都市計画総括図」平成17年3月 山梨県
 「甲府都市計画総括図」平成20年4月 山梨県
 「韮崎・峡西・増穂・市川大門都市計画総括図」平成18年4月 山梨県
 「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく
 指定地域内における自動車騒音の限度を定める
 総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」
 平成12年3月30日 山梨県告示第161号

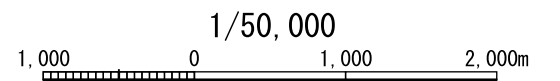


図4-2-24 騒音規制法に基づく騒音規制区域図

2) 特定建設作業騒音に係る規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準を表4-2-40に示す。また、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における特定建設作業騒音規制区域の指定状況は図4-2-25に示すとおりである。

表4-2-40 特定建設作業騒音に係る規制基準

区域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	85dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時まで	10時間を超えない	連続6日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間を超えない		

注) 第一号区域：昭和52年山梨県告示第66号により指定した地域のうち、次に掲げる区域

一 第一種区域、第二種区域及び第三種区域

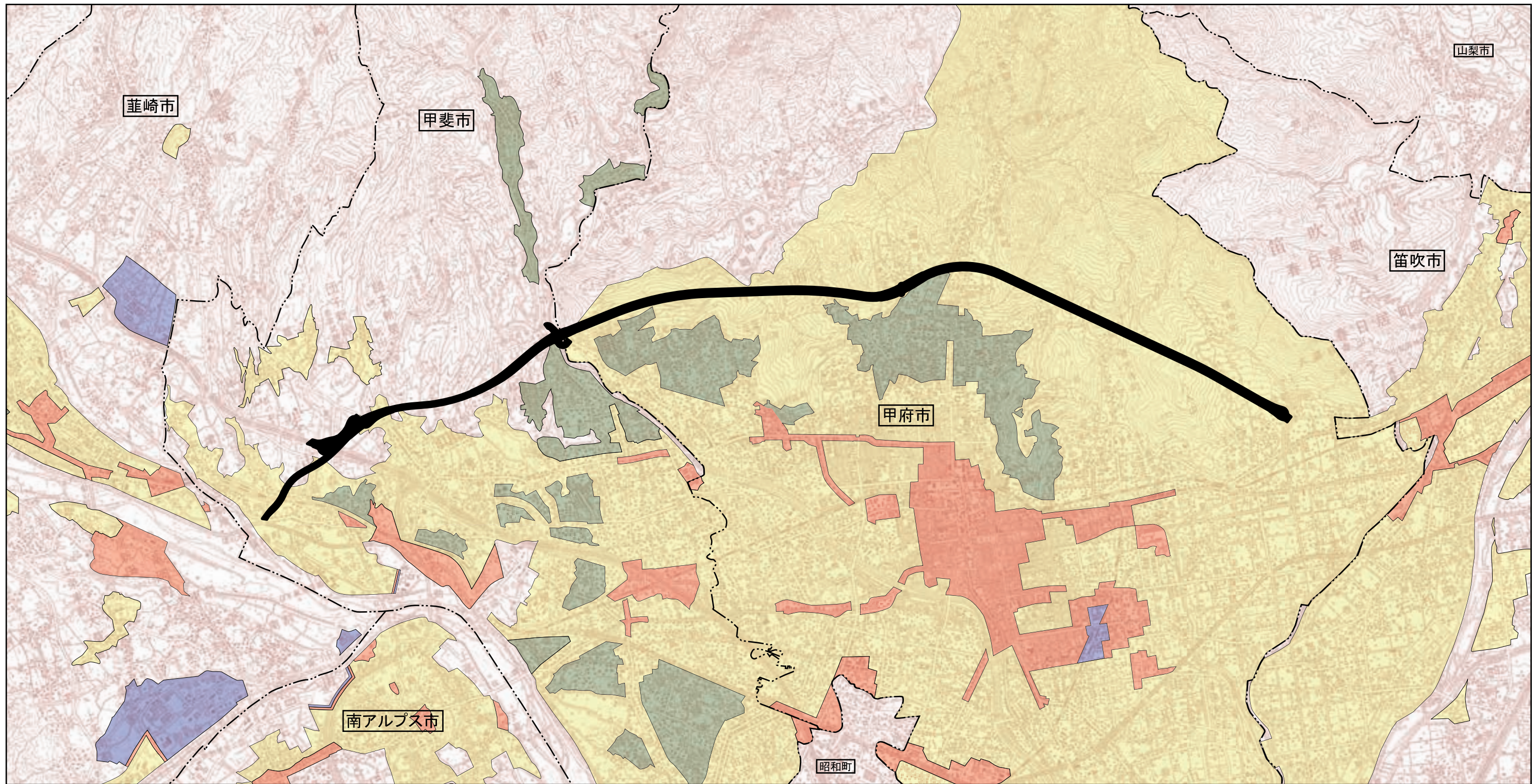
二 第四種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周辺おおむね80メートル以内の区域

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第七条第一項に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第一条の五第一項に規定する病院及び同法第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第二条第一項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第二十条の五に規定する特別老人養護ホーム


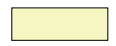


第二号区域：昭和52年山梨県告示第66号により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定」

（昭和52年2月17日 山梨県告示第67号）



凡例

記号	名称	
	特定工場騒音	特定建設作業騒音
	第1種区域	
	第2種区域	第1号区域
	第3種区域	
	第4種区域	第2号区域

----- 市町界
 ───────── 都市計画対象道路事業実施区域

1/50,000
 1,000 0 1,000 2,000m



出典：「騒音規制地域図 笛吹市」平成16年
 「騒音規制地域図 甲府市」平成19年
 「騒音規制地域図 甲斐市」平成16年
 「騒音規制地域図 南アルプス市」平成19年3月
 「騒音規制地域図 韮崎市」平成19年3月
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する
 基準別表第一号の規定による区域の指定」
 (昭和52年2月17日 山梨県告示第67号)

図4-2-25 騒音規制法に基づく
 特定建設作業騒音規制区域図